

京都市役所本庁舎内キッズスペース遊具等設置業務委託の受託候補者選定に係る 公募型プロポーザル実施要項

京都市役所本庁舎内キッズスペース遊具等設置業務委託について、公募型プロポーザル方式により業務受託候補者の選定を行うため、次のとおり公募する。

1 委託業務名

京都市役所本庁舎内キッズスペース遊具等設置業務委託

2 委託業務内容

別紙「京都市役所本庁舎内キッズスペース遊具等設置業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに

3 委託金額の上限額

金 3, 0 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

なお、契約締結後であっても、応募者が以下の条件を満たしていないことが判明した場合には、本市は契約を解除できるものとする。

(1) ア 委託業務と同種又は類似の業務の業務実績を有すること。

イ 本委託業務の趣旨を十分に理解し、公益に資する意思を持ち、提案内容について責任をもって実現できる事業者とする。

ウ 本公募は単体事業者に加え、複数で構成される事業者（以下「共同事業者」という。）の参加も認めるものとする。

エ 京都市の競争入札参加有資格者（競争入札参加有資格者でない場合であっても、京都市競争入札等取扱要項第2条第1項各号に掲げる資格を有する者である場合は、本プロポーザルにおいては競争入札参加有資格者とみなす。）であること及び入札参加停止期間中でないこと。

〔参考〕京都市競争入札等取扱要項（一部抜粋）

（競争入札の参加者の資格）

第2条 競争入札に参加しようとする者は、次に掲げる資格を有するものでなければならない。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

（1）地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

（2）引き続き1年以上当該営業を営んでいること。

（3）次に掲げるものを滞納していないこと。

ア 所得税又は法人税

イ 消費税及び地方消費税

ウ 本市の市民税及び固定資産税

エ 本市の水道料金及び下水道使用料

(4) (略)

(5) 前号に定めるもののほか、法令の規定により、営業について免許、許可又は登録等を要する場合にあっては、当該免許、許可又は登録等を受けて当該営業を営んでいること。

(6) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

オ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。

カ 代表者が成年被後見人、被保佐人又は会社更生法、民事再生法等による手続を行っている法人等でないこと。

キ その他、本市が契約の相手方として不適当と判断する者でないこと。

5 応募手続

(1) 提出書類及び部数

本プロポーザルに応募する者は、仕様書を熟読のうえ、次に掲げる書類を各8部提出してください。なお、共同事業者として応募する場合、資料の内容・項目に応じて、構成する事業者単位で記載してください。

ア 参加申出書（第1号様式）

イ 法人の概要（第2号様式）

ウ 業務実績調書（第3号様式）

過去5年以内に複数の業務実績を有する場合は、内容等が本業務に類似しているものから順に、最大3件提出してください。それ以上の実績がある場合は、業務概要等の欄を除き、一覧表にまとめて提出してください。

また、必要に応じて参考資料を添付してください。

エ 業務責任者調書（第4号様式）

業務責任者について記載してください。業務責任者は、本業務の遂行を統括する者とし、業務完了まで特別な事情が無い限り変更することができません。

また、本業務に関係があると思われる資格を保有している場合は記載し、資格を証明する免許証等の写しを提出してください。

オ 業務従事者配置調書（第5号様式）

本業務に携わる業務責任者以外の業務従事者（予定）について記載してください。

本業務に関係があると思われる資格を保有している場合は記載し、資格を証明する免許証等の写しを提出してください。

カ 企画提案書（任意様式）

仕様書の内容を踏まえ、本業務を確実に履行するための取組方針、取組体制、実施及び

工程計画、その他応募者からの提案事項について記入してください。

用紙サイズは、原則としてA4サイズとし、10枚以内とします。ただし、A4サイズでは見づらい場合は、A3サイズでも可とします。

キ 見積書（第6号様式）

本業務の受託見積金額（消費税及び地方消費税を含む。）を記載してください。

また、本様式とは別に、応募者が使用している様式により見積書（内訳付き）も提出してください。

ク 参加資格を証明する書類 各1部※京都市競争入札参加有資格者でない場合のみ

京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない場合は、上記ア～キに加え、以下の書類を提出してください。なお、下記（エ）調査同意書（水道料金・下水道料金）については、本市内に事業所等を有さない者は提出不要とします。

（ア）登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は登記簿謄本）※申請日前3箇月以内に発行のもの

（イ）印鑑証明書※申請日前3箇月以内に発行のもの

（ウ）納税証明書（国税及び京都市税）※申請日前3箇月以内に発行のもの。京都市税については該当しない場合提出不要

（エ）調査同意書（水道料金・下水道使用料）

（オ）使用印鑑届

（カ）誓約書（第7号様式）

※（エ）及び（オ）の各様式については、本市ホームページ「京都市入札情報館」からダウンロードしてください。

<http://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/sanka/wto03/sanka03wto.htm>

(2) 提出期限

令和8年8月12日（水）午後5時まで

なお、受付を行う時間は、土日祝日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。

(3) 提出・問合せ先（担当部署）

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市行財政局総務部庁舎管理課（担当：中島、門田）

TEL：075-222-3046 FAX：075-213-4587

メール：choshakanri@city.kyoto.lg.jp

(4) 提出方法

提出先への持参又は郵送とします。ただし、郵送の場合は必ず到達確認を行ってください。

(5) 本要項、仕様書及び提出書類に関する質疑

ア 質疑の方法

質疑の要旨を簡潔にまとめ、事業者名・担当者名・電話番号等を記載のうえ、期日までに「(3) 提出・問合せ先（担当部署）」に電子メールで送付してください。なお、メールの件名は【京都市役所本庁舎内キッズスペース遊具等設置業務委託_質疑（事業者名）】として

ください。

イ 質疑の受付期間

令和8年7月24日（金）午後5時まで

ウ 質疑に対する回答

質疑及び回答については、令和8年8月5日（水）までに本市ホームページに掲載します。

(6) 留意事項

ア 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとします。

イ 以下の条件のいずれかに該当する場合は、失格となる場合がありますので注意してください。

（ア） 提出期限、提出先及び提出方法に適合しないもの

（イ） 指定する様式及び本実施要領等に示した条件に適合しないもの

（ウ） 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

（エ） 虚偽の内容が記載されていると認められる場合

（オ） 受託候補者選定に影響を与える不誠実な行為があった場合

（カ） 見積金額が、委託金額の上限額を超えている場合

ウ 提出書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とします。

エ 提出された書類は返却しません。

オ 提出期限以降における提出書類の差替え及び再提出は、明らかな誤字・脱字等により本市の承諾を得た場合のほかは認めません。

カ 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効にするとともに、今後実施するプロポーザル及び京都市競争入札等取扱要項に規定される競争入札への参加を停止する場合があります。

また、契約締結後に発覚した場合は、契約を解除し、違約金を請求する場合があります。

6 受託候補者の選定方法等

(1) 選定委員会の設置

受託候補者に関する審査を行うため、行財政局内に「京都市役所本庁舎内キッズスペース遊具等設置業務の受託候補者選定委員会」（以下「委員会」という。）を設けます。

ア 委員会の委員は、次に掲げる者とします。

行財政局総務部長

行財政局総務部庁舎管理課長

行財政局総務部庁舎管理課庁舎管理係長

行財政局総務部庁舎管理課庁舎活用係長

子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課長

イ 委員長は、行財政局総務部長を、副委員長は、行財政局総務部庁舎管理課長をもって充てます。

ウ 委員長は、委員会の議長とします。

エ 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理します。

オ 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところとします。

(2) 選定方法

提出された企画提案書等を基に、(1)で設置する選定委員会において、審査基準（別添「提案内容評価表」のとおり。）に基づき提案内容を審査し、審査の結果、最も高い評価を得た者を受託候補者として選定します。

なお、企画提案書等提出後、別途、提案内容についてヒアリングを行うことがあります。

また、応募者が1者のみの場合においては、委員の評価点の平均点が60点以上で、選定委員会において、本業務の受託候補者として適切と判断された場合には、その者を受託候補者として選定します。

ヒアリングについての詳細は、応募者に対して別途通知します。

(3) 選定結果の通知

令和8年8月下旬頃に、応募者全員に対して電子メール等により通知するとともに、審査結果の概要（審査結果、応募事業者名、選定理由等）を本市ホームページ上で公表します。

(4) 契約

受託候補者に選定された者と、委託見積限度額の範囲で価格交渉し、仕様書及び受託候補者の企画提案書に基づき、契約を締結します。

受託候補者との協議が整わなかった場合は、順位の高かった者の順に新たな受託候補者とし、協議を行います。

7 スケジュール

令和 8年7月24日（金）	質疑文書の受付期限
8月 5日（水）	質疑文書に対する回答
8月12日（水）	参加申出書等提出書類の提出期限
8月下旬頃	選定委員会開催、選定結果の通知

提案内容評価表

評価項目	評価内容	配点				
		A	B	C	D	E
業務実績 【20点】	①業務の遂行に十分な経験や実績があるか。	10	8	6	4	1
	②業務責任者が十分な経験や実績を有しているか。	10	8	6	4	1
企画提案 【60点】	③事業及び業務の内容や趣旨を十分に理解しているか。	10	8	6	4	1
	④提案書の内容は、具体的で分かりやすく、かつ、説得力を持っているものとなっているか。	10	8	6	4	1
	⑤こどもたちの好奇心をかき立てることができ、遊びを通して健全な育成につながる提案となっているか。	10	8	6	4	1
	⑥子育て世帯をはじめとする様々な人々が交流できる場としての提案となっているか。	10	8	6	4	1
	⑦子どもの動線や北庁舎への動線に配慮した安全な配置となっているか。	10	8	6	4	1
	⑧場内監視や日常点検、簡易補修等における運営負担の軽減に配慮した遊具を提案しているか。また、定期点検や修繕等の維持管理が容易であるか。	10	8	6	4	1
価格点 【20点】	(最低提示価格／貴社提示価格) × 20点 ※小数点以下は四捨五入					

価格点以外の各評価項目について、A～Eの5段階で審査を行います。

A：極めて良好 B：良好 C：妥当 D：やや不十分 E：不十分